

平成30年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 号

平成 3 0 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

平成 3 0 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3, 4 0 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 国民健康保険料		11,700,100
	10 国民健康保険料	11,700,100
15 国庫支出金		100
	15 国庫補助金	100
	△ 国庫負担金	0
25 県支出金		36,858,500
	10 県補助金	36,858,500
	△ 県負担金	0
33 財産収入		600
	10 財産運用収入	600
35 繰入金		4,214,500
	10 他会計繰入金	4,014,500
	15 基金繰入金	200,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		633,100
	10 延滞金・加算金及び過料	72,380
	23 受託事業収入	429,540
	25 一部負担金	10
	30 雑入	131,170
△ 療養給付費交付金		0
	△ 療養給付費交付金	0
△ 前期高齢者交付金		0
	△ 前期高齢者交付金	0
△ 共同事業交付金		0
	△ 共同事業交付金	0
歳 入 合 計		53,407,000

歳 出

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 総務費		868,400
	10 総務管理費	648,760
	15 徴収費	219,640
15 保険給付費		36,346,700
	10 療養諸費	31,415,480
	15 高額療養費	4,655,510
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	235,360
	25 葬祭諸費	40,000
21 国民健康保険事業費納付金		14,915,500
	10 医療給付費分	10,248,950
	15 後期高齢者支援金等分	3,641,900
	20 介護納付金分	1,024,650
25 共同事業拠出金		100
	10 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		1,083,600
	10 保健事業費	20,090
	15 特定健康診査等事業費	1,063,510
35 諸支出金		92,700
	10 償還金及び還付加算金	92,700
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
△ 後期高齢者支援金等		0
	△ 後期高齢者支援金等	0
△ 前期高齢者納付金等		0
	△ 前期高齢者納付金等	0
△ 老人保健拠出金		0
	△ 老人保健拠出金	0
△ 介護納付金		0
	△ 介護納付金	0
歳 出 合 計		53,407,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	平成30年度～平成31年度	297千円に消費税及び地方消費税を加えた額
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	平成30年度～平成31年度	400千円に消費税及び地方消費税を加えた額
国民健康保険料納入通知書等作成業務委託料	平成30年度～平成34年度	31,470千円に消費税及び地方消費税を加えた額
国民健康保険料催告書作成業務委託料	平成30年度～平成31年度	500千円に消費税及び地方消費税を加えた額